

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める大学として、学術を教授研究し、あわせてキリスト教的教育の特色を発揮し、国家社会に有用な人物を養成することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2条 本学に、学部、大学院その他の教育研究組織を置く。

2 大学院に関する学則は、別にこれを定める。

第2条の2 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部において学科毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章 学 部

第1節 修業年限、学年、学期及び休業日

第3条 学部の修業年限は、4年とする。

2 在学年限は、8年を超えることができない。

第4条 削除

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第2節 学部学科等の組織

第7条 本学に、次の学部学科を置く。

神学部

神学科

文学部

英文学科

哲学科

美学芸術学科

文化史学科

国文学科

社会学部

社会学科

社会福祉学科

メディア学科

産業関係学科

教育文化学科

法学部

法律学科

政治学科

経済学部

経済学科

商学部

商学科

政策学部

政策学科

文化情報学部

文化情報学科

理工学部

インテリジェント情報工学科

情報システムデザイン学科

電気工学科

電子工学科

機械システム工学科

機械理工学科

機能分子・生命化学科

化学システム創成工学科

環境システム学科

数理システム学科

生命医科学部

医工学科

医情報学科

医生命システム学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

心理学部

心理学科

グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学科

グローバル地域文化学部

グローバル地域文化学科

第7条の2 削除

第7条の3 本学にキリスト教文化センターを置く。

2 キリスト教文化センターに関する規程は、別に定める。

第7条の4 本学にハリス理化学研究所を置く。

2 ハリス理化学研究所に関する規程は、別に定める。

第7条の5 削除

第7条の6 本学に歴史資料館を置く。

2 歴史資料館に関する規程は、別に定める。

第7条の7 削除

第7条の8 本学に全学共通教養教育センターを置く。

2 全学共通教養教育センターに関する規程は、別に定める。

第7条の9 本学に国際教育インスティテュートを置く。

2 国際教育インスティテュートに関する規程は、別に定める。

第7条の10 本学に免許資格課程センターを置く。

2 免許資格課程センターに関する規程は、別に定める。

第7条の11 本学に学習支援・教育開発センターを置く。

2 学習支援・教育開発センターに関する規程は、別に定める。

第7条の12 削除

第7条の13 削除

第7条の14 本学に国際教養教育院を置く。

2 国際教養教育院に関する規程は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

第8条 各学部学科の教育課程は、各学部学科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、履修方法とともに別表Ⅱにこれを定める。

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第8条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9条 学生は、所属学部学科の規定に従って、一定単位数の授業科目を履修しなければならない。

2 教育職員免許状を得るための資格及び司書、司書教諭、学芸員の資格を得たい者は、特に指定された授業科目を履修しなければならない。

3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。

4 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第9条の2 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が学部の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で認定することができる。

2 第27条の2により留学した大学において単位を修得した者には、前項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

3 外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し修得した単位を、前2項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

第9条の3 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第1項、第2項及び第3項と合わせて60単位を超えないものとする。

第9条の4 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したものとして認定することができる。

2 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の単位数は、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第9条の2第1項、第2項及び第3項並びに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第9条の5 第8条の2第2項の授業の方法により修得する単位は、各学部における卒業に必要な単位数から64単位を除いた単位数を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。

第9条の6 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第10条 削除

第4節 単位の授与及び成績評価

第11条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

第12条 削除

第13条 学修の成果に係る評価は、A、B、C、D及びFで評価し、D以上の成績を合格とする。ただし、学部の定めるところにより、特定の授業科目については学修の成果に係る評価を、合格又は不合格で評価することができる。

第14条 疾病その他やむを得ない事由により受験できなかった場合は、その授業科目の試験日の翌日から起算して3日以内に願い出れば、追試験を行うことがある。

第5節 卒業及び学位の授与

第15条 学部学科所定の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、卒業した学部学科の種類により次の学士の学位を授与する。在学期間に関しては、学部の定めるところにより、所定の単位を優れた成績で修得したと認められる者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

学士（神学、英文学、哲学、美学芸術学、文化史学、国文学、社会学、社会福祉学、メディア学、産業関係学、教育文化学、法学、政治学、経済学、商学、政策学、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、グローバル・コミュニケーション学、グローバル地域文化学、国際教養）

2 前項に規定する学位には、「学士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

第6節 収容定員及び教育研究実施組織

第16条 各学部の入学生定員、編入学生定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部学科別	入学定員	編入学生定員	収容定員
神学部	63名		252名
神学科	63名		252名
文学部	705名		2,820名
英文学科	315名		1,260名
哲学科	70名		280名
美学芸術学科	70名		280名
文化史学科	125名		500名
国文学科	125名		500名
社会学部	442名		1,768名
社会学科	90名		360名
社会福祉学科	98名		392名
メディア学科	88名		352名
産業関係学科	87名		348名
教育文化学科	79名		316名
法学部	893名		3,572名
法律学科	683名		2,732名
政治学科	210名		840名
経済学部	893名		3,572名
経済学科	893名		3,572名
商学部	893名		3,572名
商学科	893名		3,572名
政策学部	420名		1,680名
政策学科	420名		1,680名
文化情報学部	294名		1,176名
文化情報学科	294名		1,176名
理工学部	756名	20名	3,064名
インテリジェント情報工学科	83名	2名	336名
情報システムデザイン学科	83名	2名	336名
電気工学科	80名	2名	324名
電子工学科	86名	2名	348名
機械システム工学科	96名	2名	388名
機械理工学科	70名	2名	284名
機能分子・生命化学科	83名	2名	336名
化学システム創成工学科	83名	2名	336名
環境システム学科	51名	2名	208名
数理システム学科	41名	2名	168名
生命医科学部	265名		1,060名
医工学科	100名		400名
医情報学科	100名		400名
医生命システム学科	65名		260名
スポーツ健康科学部	221名		884名
スポーツ健康科学科	221名		884名
心理学部	158名		632名
心理学科	158名		632名
グローバル・コミュニケーション学部	158名		632名
グローバル・コミュニケーション学科	158名		632名
（うち、英語コース	85名		340名）
グローバル地域文化学部	190名		760名
グローバル地域文化学科	190名		760名
計	6,351名	20名	25,444名

- 第17条 本学に、教授、准教授、助教及び助手を置く。
- 2 本学に、特別任用教授、特別任用助教（有期研究員）及び特別任用助手（有期研究員）を置くことができる。
- 3 本学に、客員教授、客員准教授及び客員助教を置くことができる。
- 第17条の2 削除
- 第18条 本学に、学長を置く。
- 2 学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。
- 3 学長は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修等を実施する。
- 4 学長に関し必要な事項は、別に定める。
- 第18条の2 本学に、副学長を置く。
- 2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。
- 第18条の3 本学に、学部長を置く。
- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 第18条の4 本学に、機構長、部長、所長、館長、室長等を置く。
- 第18条の5 本学に、学長補佐を置くことができる。
- 2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。
- 第18条の6 本学に、その事務を遂行するため、職員を置く。
- 2 事務組織に関する規程は、別に定める。
- 第19条 本学の各学部に教授会を置く。
- 2 教授会は、学部に関する次の事項を審議する。
- (1) 学生の入学、退学、休学、卒業等に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学則、学部諸規程に関する事項
- (5) その他学部長をつかさどる教育研究に関する事項
- 3 教授会は、学長から諮問された事項について審議する。
- 4 教授会は、学生の入学、卒業及び学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 5 教授会の組織及び運営に関する事項は、各学部教授会において定める。
- 第19条の2 本学に部長会を置く。
- 2 大学及び各学部に通ずる重要事項は、部長会で審議する。
- 3 部長会に関する規定は、別に定める。
- 第19条の3 本学に大学評議会を置く。
- 2 大学評議会は、本学の中長期的方針に関わる事項を審議し、その達成状況を検証する。
- 3 大学評議会に関する規則は、別に定める。
- 第19条の4 本学に大学教授会を置く。
- 2 大学教授会は、大学の重要な事項に関し学長の諮問に応じる。

第7節 入学、転入学、編入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

- 第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学部が必要とする時には、入学の時期を学期の始めとすることができる。
- 第21条 学部第1年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
- (1) 高等学校卒業者
- (2) 中等教育学校卒業者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めたもの
- (5) 大学への入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第150条に規定された者
- 第22条 前条の資格を有する入学志願者について、各学部が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、高等学校卒業程度の入学試験を行い、入学を許可する。
- 第23条 学部第2年次及び第3年次では、第2項又は第3項の各号のいずれかに該当する入学志願者について選考を行い、転入学又は編入学を許可することがある。
- 2 第3年次に転入学又は第2年次若しくは第3年次に編入学することができる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学第2年次修了者
- (2) 短期大学卒業者
- (3) 高等専門学校卒業者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (5) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第2項又は同第177条に規定された者並びに文部省令第1号により大学への編入学を認められた者
- (6) 高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 3 第2年次に転入学することができる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学第1年次修了者
- (2) 外国の大学において前号に準じる課程を修了した者
- 4 第3年次に転入学又は編入学することを許可された転入学学生及び編入学学生の修業年限は2年とし、在学年限は6年を超えることができない。
- 5 第2年次に転入学又は編入学することを許可された転入学学生及び編入学学生の修業年限は3年とし、在学年限は7年を超えることができない。
- 第24条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Ⅰの5に定める入学検定料を納入しなければならない。
- 2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第25条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学の複数の学部・学科・コース（以下「学部等」という。）の入学許可を得て、一方の学部等の学費を納入した者が、もう一方の学部等へ入学を希望する場合は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の学部等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第26条 連帯保証人は1名とし、父又は母（父母のいない者は、これにかわる親戚等）とする。

2 連帯保証人は、その学生の在籍中、本学学費及び本学に損害を与えた場合の損害賠償等の債務につき、極度額の範囲において連帯保証しなければならない。極度額は別表Ⅰに定める学費1年分とする。

3 連帯保証人が転籍、転居等をしたときは、その旨直ちに届け出なければならない。

4 連帯保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、あらたに連帯保証人を定めて届け出なければならない。

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、母国における兵役義務による休学は、この期間に算入しない。

4 休学期間は、第3条並びに第23条第4項及び第5項に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第27条の2 学生は、在学中当該学部教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学に留学することができる。

2 留学の期間は、第3条並びに第23条第4項及び第5項に定める修業年限及び在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第28条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、その旨願い出なければならない。

第29条 学長は、学力劣等にして成業見込みなしと認める者、又は出席常でない者を、当該学部教授会の審議を経て、諭旨退学させることがある。

第30条 学長は、品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該学部教授会において懲戒の対象となりうると認められたときには、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。ただし、第1号については、春学期末卒業予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、また第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第3条第2項並びに第23条第4項及び第5項に規定する在学年限を超える者

(3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第30条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、連帯保証人連署のうえ、再入学を願い出た場合は、それを許可することがある。

なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第30条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8節 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

第31条 各学部等に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学の学生で、協定に基づき本学の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

第32条 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第33条 削除

第34条 削除

第35条 各学部等に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

第36条 聴講生に関する内規は、別に定める。

第36条の2 外国人留学生に関する内規は、別に定める。

第9節 学 費

第37条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

第38条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、研修料を含む。）、教育充実費、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Ⅰから別表Ⅰの4にこれを定める。

2 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

3 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 第31条第2項に定める、協定に基づき本学の授業科目を履修するため、他の大学から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。

5 いったん納入した学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

6 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。

7 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。

8 第30条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第39条 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。

- 2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。
- 第39条の2 本学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、授業料及び入学金の減免を行う。
- 2 前項の授業料及び入学金の減免の詳細は、別に定める。
- 第39条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。
- 2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第3章 附 属 施 設

- 第40条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。
- 2 大学には学部研究室、実験室、研究所等を設ける。
- 第41条 寄宿舎を設け、一部学生を入舎させる。
- 第42条 学生支援機構保健センターを設け、教職員及び学生の保健医療に当る。

附 則

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第27条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
- 3 第9条に規定する教育職員免許状を得るための資格（高等学校地理歴史・公民科）については、1990年度入学生から適用する。
- 4 第7条、第16条は、知識工学科設置、機械工学科、機械工学第二学科の機械システム工学科、エネルギー機械工学科への名称変更及び工業化学科、化学工学科の機能分子工学科、物質化学工学科への改組転換により1994年4月1日から改正施行する。
- 5 第7条は、学部第2部を1997年度入学生から学生募集停止及び文学部第1部、法学部第1部、経済学部第1部、商学部第1部の文学部、法学部、経済学部、商学部への名称変更により1997年4月1日から改正施行する。
- 第16条は、文学部英文学科、文化学科国文学専攻、法学部法律学科、政治学科、経済学部、商学部に昼間主コース、夜間主コースを設置。これにともなう学部、学科の収容定員増加変更により1997年4月1日から改正施行する。
- なお、各学部の第2部は、当該学部の第2部に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。（1997年4月1日改正）
- 6 第7条、第16条は、神学部に神学科、経済学部を経済学科、商学部を商学科の学科名明示により、1999年4月1日から改正施行する。（1999年4月1日改正）
- 7 第7条、第16条は、文学部社会学科新聞学専攻のメディア学専攻への名称変更、政策学部政策学科、工学部情報システムデザイン学科及び環境システム学科の設置により2004年4月1日から改正施行する。（2004年4月1日改正）
- 8 第7条は、文学部の改組・再編による文化学科、社会学科及び各学科内の専攻の廃止、それに伴う文学部哲学科、心理学科、美学芸術学科、文化史学科、国文学科及び社会学部社会学科、社会福祉学科、メディア学科、産業関係学科、教育文化学科の設置並びに文化情報学部文化情報学科の設置により2005年4月1日から改正施行する。
- 第16条は、文学部の改組・再編に伴う学部・学科の設置及び文化情報学部の設置並びに法学部及び経済学部の昼間主コース、夜間主コースの廃止により2005年4月1日から改正施行する。
- なお、廃止する文化学科及び社会学科の各専攻並びに法学部及び経済学部の昼間主コース及び夜間主コースは、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各学科・専攻及びコースは、

- 当該学科・専攻及びコースに在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。（2005年4月1日改正）
- 9 第13条に規定する試験の成績評価は、2004年度第1年次入学生から適用し、2003年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 10 第15条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 11 第30条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
- 12 第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
- 13 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 14 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第7条及び第16条は、工学部知識工学科の名称変更により、改正・施行する。なお、知識工学科は、2006年度より学生募集を停止する。ただし、当該学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規定は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第16条は、文学部英文学科及び国文学科の昼間主コース、夜間主コースの廃止により、改正・施行する。なお、文学部英文学科及び国文学科の昼間主コース及び夜間主コースは、2007年度より学生募集を停止する。ただし、当該コースは、当該コースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第7条は、理工学部数理システム学科、生命医科学部医工学科、医情報学科、医生命システム学科及びスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の設置並びに工学部、機能分子工学科及び物質化学工学科の理工学部、機能分子・生命化学科及び化学システム創成工学科への名称変更により、改正・施行する。
- 第16条は、政策学部政策学科の昼間主コース及び夜間主コー

スの廃止、理工学部数理システム学科、生命医科学部及びスポーツ健康科学部の設置並びにこれにともなう学部・学科の収容定員変更及び工学部、機能分子工学科及び物質化学工学科の理工学部、機能分子・生命化学科及び化学システム創成工学科への名称変更により改正・施行する。

なお、政策学部政策学科の昼間主コース及び夜間主コース並びに工学部は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各学部・学科及びコースは、当該学部・学科及びコースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第7条は、心理学部心理学科の設置及びそれにともなう文学部心理学科の廃止により、改正・施行する。

第16条は、心理学部心理学科の設置及びこれに伴う文学部心理学科の廃止並びに学部・学科の収容定員変更により改正・施行する。

なお、文学部心理学科は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、文学部心理学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第7条及び第16条は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の設置により、改正・施行する。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、

2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第7条は、グローバル地域文化学部グローバル地域文化学科の設置により、改正・施行する。

第16条は、学部・学科の収容定員変更、商学部商学科の昼間主コース及び夜間主コースの廃止並びにグローバル地域文化学部グローバル地域文化学科の設置により、改正・施行する。

なお、商学部商学科の昼間主コース及び夜間主コースは、2013年度より学生募集を停止する。ただし、当該コースは、当該コースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

この学則は、2014年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 留学生別科は、2016年度より学生募集を停止する。ただし、当該組織に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

この学則は、2016年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

この学則は、2017年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2019年度入学生に適用する。2018年度以前の入学生については、従前の学費による。
なお、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第7条及び第16条は、理工学部エネルギー機械工学科の名称変更により改正・施行する。
なお、理工学部エネルギー機械工学科は、2020年度より学生募集を停止する。ただし、当該学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2020年度入学生に適用する。2019年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第26条に規定する連帯保証人は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第26条第2項に規定する極度額は、2023年度第1年次入学生から適用する。2022年度の入学生については、従前の規定による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第7条の14は、国際教養教育院の設置並びにこれに伴う第7条の7に定める日本語・日本文化教育センター及び第7条の12に定めるグローバル教育センターの廃止により、改正・施行する。なお、日本語・日本文化教育センター及びグローバル教育センターは、2024年度より学生の新規受入れを停止する。ただし、日本語・日本文化教育センター及びグローバル教育センターは、当該センターに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2026年度第1年次入学生から適用し、2025年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び

教育課程表による。

- 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2026年度入学生に適用する。2025年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表Ⅰ 学 費

入学金、授業料及び教育充実費

(年額)

		入 学 金	授 業 料	教育充実費
神 学 部 文 学 部 社 会 学 部 法 学 部 経 済 学 部 商 学 部 政 策 学 部 グローバル地域文化学部	第1年次	200,000円	803,000円	167,000円
	第2年次		1,003,000円	167,000円
	第3年次		1,003,000円	167,000円
	第4年次		1,003,000円	167,000円
文化情報学部	第1年次	200,000円	916,000円	180,000円
	第2年次		1,116,000円	180,000円
	第3年次		1,116,000円	180,000円
	第4年次		1,116,000円	180,000円
理 工 学 部 (数理システム 学科を除く) 生命医科学部	第1年次	200,000円	1,320,000円	252,000円
	第2年次		1,520,000円	252,000円
	第3年次		1,520,000円	252,000円
	第4年次		1,520,000円	252,000円
理 工 学 部 (数理システム 学 科)	第1年次	200,000円	1,243,000円	252,000円
	第2年次		1,443,000円	252,000円
	第3年次		1,443,000円	252,000円
	第4年次		1,443,000円	252,000円
ス ポ ー ツ 健康科学部	第1年次	200,000円	949,000円	180,000円
	第2年次		1,149,000円	180,000円
	第3年次		1,149,000円	180,000円
	第4年次		1,149,000円	180,000円
心 理 学 部	第1年次	200,000円	968,000円	188,000円
	第2年次		1,168,000円	188,000円
	第3年次		1,168,000円	188,000円
	第4年次		1,168,000円	188,000円
グ ローバル・ コミュニケー ション学部	第1年次	200,000円	918,000円	188,000円
	第2年次		1,118,000円	188,000円
	第3年次		1,118,000円	188,000円
	第4年次		1,118,000円	188,000円

- 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- 4年を超えて在籍した場合（再修生）の学費は、第4年次の学費を適用する。
- 転入学生及び編入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学又は編入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生に限り、入学金は2分の1とする。
- 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。

特別在籍料

ダブルディグリープログラム による留学期間	特別在籍料
1 年	300,000円
1 学期	150,000円

休学在籍料

休 学 期 間	休学在籍料
1 年	120,000円
半 年	60,000円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表Ⅰの２ 履修料

履修登録料	全 学 部	25,000円
履 修 料 (1単位につき)	神、文、社会、法、経済、商、 政策、グローバル地域文化学部	22,000円
	文化情報、スポーツ健康科学部	24,000円
	理工、生命医科学部	32,000円
	心理、グローバル・コミュニケーション学部	25,000円

- (1) 履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
- (3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の学部に応願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの３ 聴講料

聴講登録料	全 学 部	25,000円
聴 講 料 (1単位につき)	神、文、社会、法、経済、商、 政策、グローバル地域文化学部	15,000円
	文化情報、スポーツ健康科学部	16,000円
	理工、生命医科学部	21,000円
	心理、グローバル・コミュニケーション学部	17,000円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
- (3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の学部に応願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの４ 外国人留学生（特別学生）入学金及び研修料

	入 学 金	研 修 料 (年額)	研 修 料 (年度内の在学期間が 7月以内の場合)
神学部 文学部 社会学部 法学部 経済学部 商学部 政策学部 グローバル地域文化学部	25,000円	440,000円	220,000円
文化情報学部 スポーツ健康科学部	25,000円	480,000円	240,000円
理工学部 生命医科学部	25,000円	640,000円	320,000円
心理学部 グローバル・コミュニケーション学部	25,000円	500,000円	250,000円
国際教養教育院	25,000円	666,000円	333,500円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
- (3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
- (4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
- (5) 特別学生が、年度内に20単位（国際教養教育院は、30単位）（年度内の在学期間が7月以内の場合は10単位（国際教養教育院は15単位））を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。
- (6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。

(7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの５ 入学検定料

区 分		金 額
一般選抜入学試験 推薦入学試験 転入学試験 編入学試験		35,000円
大学入学共通テストを利用する 入学試験	個別学力検査を課す場合	25,000円
	個別学力検査を課さない場合	15,000円
アドミッションズオフィスによる入学者選抜	第１次審査	25,000円
	第２次審査	10,000円
推薦選抜入学試験 自己推薦入学試験 その他特別入学試験		35,000円
推薦選抜入学試験における二段階選考 自己推薦入学試験における二段階選考 その他特別入学試験における二段階選考	第１次選考	10,000円
	第２次選考	25,000円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験 外国人留学生転入学試験 外国人留学生編入学試験	書類選考および学部独自試験を課す場合	15,000円
	書類選考のみの場合	10,000円
グローバル・コミュニケーション学部 (日本語コース) 入学試験	書類選考および学部独自試験を課す場合	15,000円
	書類選考のみの場合	10,000円
国際教育インスティテュート（国際教養コース）入学試験		15,000円

別表Ⅱ 各学部人材養成目的及び教育課程表（省略）

学 部 一 般 内 規

(2024 年 4 月 1 日改正)

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し特別の通知・掲示がない限り、このとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 第2年次転入学生及び編入学生には、第2年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 第3年次転入学生及び編入学生には、第3年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 4 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。
- 3 各年次で登録履修できる単位数は、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲において学部の定めるところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、転入学生及び編入学生の登録履修できる最高単位数は、学部の定めるところによる。

成 績 評 価

- 1 成績評価は、学年暦に定められた期間に実施される期末試験、期末試験以外の評価に基づき、多面的に行われる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

期 末 試 験

1 受験上の注意

- (1) 学費未納のままでは受験できない。
- (2) 未登録の授業科目は、受験できない。
- (3) 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。
- (4) 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- (5) 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。
- (6) 試験にかかる不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格とし、これを公表する。ただし、当該学部が定める科目については除く。
- (7) その他試験に関する注意事項等は別に定める。
- (8) 上記(1)から(7)の注意事項は期末試験以外の評価に適用することがある。

2 追 試 験

- (1) 病気又はやむを得ない事由のために、期末試験又は学部教授会が認める期末試験以外の評価を受けることができなかった者に追試験を行うことがある。やむを得ない事由は別に定める。
- (2) 受験希望者は、追試験願を、当該科目試験日の翌日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、課外活動のため受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。
- (3) 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する書類を添付しなければならない。必要な証明書類は別に定める。
- (4) 追試験ごとに1,000円の追試験料を納入しなければならない。

届 書 ・ 願 書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届 書

- (1) 欠 席 届 授業科目担当者名明記、理由書（診断書等）添付のこと。
- (2) 改 姓(名)届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 性 別 変 更 届 戸籍抄本添付のこと。
- (4) 住 所 変 更 届
- (5) 連帯保証人変更届 新旧連帯保証人併記のこと。

2 願 書

- (1) 休 学 願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
- (2) 退 学 願 理由記載のこと。
- (3) 再 入 学 願 理由記載のこと。
- (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の入学許可書添付のこと。
- (7) 転学部・転学科願 理由記載のこと。
- (8) 追試験願 理由及び受験科目名記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該学部教授会の審議を経て処理される。

教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内は、当該学部教授会の審議を経て、再入学を許可する。5年を経過したときは、試験のうえ、教授会の判定によって再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する学部・学科等は、退学又は除籍時の学部・学科等とする。ただし、退学又は除籍時の学部・学科等が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する学部教授会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。

転学部・転学科

- 1 転学部及び転学科は、やむを得ない事情の生じた場合に限り、第2年次から第3年次に進むとき、関係学部教授会の審議を経て許可することがある。なお、学部教授会が特に必要と認めた場合は、第1年次から第2年次に進むときも当該学部内において転学科を許可することがある。
- 2 いったん転学部・転学科を許可した学生の再転学部・転学科は認めない。
- 3 転学部・転学科願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

学士入学

学士入学は、転入学・編入学試験を受けなければならない。ただし、本学卒業生は、同一学部学科への学士入学は認められない。

免許資格課程登録料

免許資格課程に登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000円
- (3) 図書館司書課程 10,000円

- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習に登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会、父母会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

定期健康診断

学生は、毎年、学期始めに行う定期健康診断を必ず受けなければならない。疾病その他やむを得ない理由によって定期健康診断を受けることができなかった者は、その理由のなくなった後、速やかに受けなければならない。

附則

この内規は、2024年4月1日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として同志社大学学則第27条の2、同志社大学大学院学則第20条の2、同志社大学専門職大学院学則第29条又は同志社大学法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規において外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規において留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。ただし、大学院学生には適用しない。

(1) 本学に1年以上在学していること。

(2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱は、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国の大学に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願い出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類（留学した大学の発行するもの）を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

(1) 成績証明書（時間数、単位数、科目名を明記したもの）

(2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

(3) 受講した科目の内容を説明した教授細目

(4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2026年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

（定義）

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生（以下「派遣留学生」という。）とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

（取扱）

第3条 派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規」の定めるところによる。

（出願条件）

第4条 派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

（義務）

第5条 派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

（推薦方法）

第6条 派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

（候補者の決定）

第7条 派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受入決定に基づき、学長がこれを行う。

（留学期間）

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

（事務）

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際課が取り扱う。

（改廃）

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2026年4月1日から施行する。

学 業 履 修 に つ い て

本学のカリキュラム（教育課程）は、各学部・学科の教育上の目的を達成するために、学部ごとに定められています。本学において卒業するためには、所定の単位を修得し、この課程を修めなければなりません。

各学部のカリキュラムに定める授業科目の登録・履修にあたっての詳細な説明・手続については、本要項および各学部ごとに作成されている『登録要領』を参照してください。なお、各授業科目の内容については『シラバス』を参照してください。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援センター（SDA センター）までご相談ください。

単 位 制

単位制とは、各学部ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に卒業に必要な単位数を修得していく制度です。

現在の我が国の大学制度は単位制度を基本としており、下記に記載している学則のとおり、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

卒業必要単位数は学部によって異なるので、所属学部の欄を参照してください。学部授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（学則第9条 3項 4項）。

- 3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。

- 4 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

また、本学では、文部科学省令である大学設置基準や文部科学省通知に基づき、同志社大学学則第9条の5において、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で履修させる授業（遠隔授業）により修得する単位は、各学部における卒業に必要な単位数から64単位を除いた単位数を上限として、卒業に必要な単位とすることができると定めています。シラバス等で表示される「学則第9条の5対象科目」の修得単位数の合計に留意して、履修計画を立てる必要があります（学則第9条の5）。

授 業 時 間

本学における授業時間は1講時について90分とし、これを2時間と計算しています。例えば、「春学期・週2時間」とは、春学期期間中に90分の授業が週1回行われるということであり、「秋学期・週4時間」とは、秋学期期間中に90分の授業が週2回行われるということです。

講 時	授 業 時 間
1	9 : 00 ~ 10 : 30
2	10 : 45 ~ 12 : 15
3	13 : 10 ~ 14 : 40
4	14 : 55 ~ 16 : 25
5	16 : 40 ~ 18 : 10
6	18 : 25 ~ 19 : 55
7	20 : 10 ~ 21 : 40

休 講

授業は、学年暦によって行われますが、担当者の公務、出張、学会、病気などによって休講となる場合もあります。休講に関する情報は本学学修支援システム DUET（以下 DUET という）で確認することができます。急な休講や休講取消もありますので、DUET を適宜確認するようにしてください。なお、休講情報もなく、講義が始まらない場合は各キャンパスの教務センターへ申し出て、確かめるようにしてください。

補 講

補講に関する情報は、DUET で確認することができます。日時、教室などをよく確認して受講してください。

集 中 講 義

科目によっては、特定期間内に集中して行う講義（集中講義）があります。

授 業 教 室

- (1) 学部授業時間割表は、科目登録・履修に必要な書類とともに、各自に配付されますが、それ以後の教室変更などは、DUET でお知らせしますので、よく注意してください。なお、秋学期開講科目の学部授業時間割表は、9月中旬にあらためて公開、配付します。
- (2) 開講当初の授業教室は、学部授業時間割表に記載しています。授業教室は登録者数の増減により変更することがありますので、DUET で変更教室を確認のうえ、授業に出席してください。
- (3) 授業教室名はすべて略号と教室番号で記載されています（次頁表）。例えば、京田辺校地の場合「1-201」は知真館1号館201番教室（2階）、「KD202」は恵道館202番教室（2階）を、また、今出川校地の場合「Z地1（ZB1）」は尋真館地下1番教室（地階）、「S32」は至誠館32番教室（3階）を表すものです。
- (4) 授業教室は、臨時に変更することがあります。この場合は「臨時教室変更」として DUET でお知らせしますので、その講時のみ変更された教室で受講してください。

〔京田辺キャンパス〕

略 号	館 名
(TC) 1	知真館 1号館
(TC) 2	知真館 2号館
(TC) 3	知真館 3号館
KD	恵 道 館
TS	頌 真 館
MK	夢 告 館
JM	情報メディア館
RM	ローム記念館
KR	交 隣 館
RG	理 化 学 館
IN	医 心 館
YE	有徳館 西館
YM	有徳館 東館
SC	至 心 館
KC	香 知 館
HS	報 辰 館
SO	創 考 館
CG	知 源 館
SJ	知証館南館 心理学実験室
D	知証館南館 電気系実験実習棟
IJ	知証館北館 機械系実験実習棟
MS1	知証館北館 機械実習工場
MS2	実習工場別棟
HC	訪 知 館
BJ	磐 上 館
KHH	香柏館高層棟
KHL	香柏館低層棟
DV	デイヴィス記念館
YK	山本覚馬記念アリーナ
TW	体育シャワー棟

〔今出川キャンパス〕

N	寧 静 館
M	明 徳 館
S	至 誠 館
K	弘 風 館
G	神 学 館
F	扶 桑 館
CL	クラーク記念館
H	博 遠 館
T	徳 照 館
KE	光 塩 館
RY	良 心 館

〔新町キャンパス〕

Z	尋 真 館
R	臨 光 館
SS	新 創 館
KS	溪 水 館

〔烏丸キャンパス〕

SK	志 高 館
----	-------

〔室町キャンパス〕

KMB	寒 梅 館
-----	-------

〔大阪サテライト〕

OS	大阪サテライト
----	---------

情報教室（京田辺キャンパス）

略 称	教 室 名	館 名
JM101	情報メディア館演習室Ⅰ	情報メディア館Ⅰ階
JM102A～C	情報メディア館情報道場Ⅰ～3	情報メディア館Ⅰ階
JM201～206	情報メディア館201～206番教室	情報メディア館Ⅱ階
JM301～306	情報メディア館301～306番教室	情報メディア館Ⅲ階
JM402～406	情報メディア館402～406番教室	情報メディア館Ⅳ階
TS101・102	頌真館101・102番教室	頌真館Ⅰ階
TS202	頌真館202番教室	頌真館Ⅱ階

情報教室（今出川キャンパス）

K21・22・25	弘風館21・22・25番教室	弘風館Ⅱ階
RY307～315	良心館307～315番教室	良心館Ⅲ階

情報教室（新町キャンパス）

R303・304	臨光館303・304番教室	臨光館Ⅲ階
----------	---------------	-------

情報教室（烏丸キャンパス）

SK地Ⅰ・地Ⅸ	志高館地下Ⅰ・地下Ⅸ番教室	志高館地階
---------	---------------	-------

KSR	継 志 寮
-----	-------

授業の録音・録画等について

- 科目担当者が事前に許可した場合を除き、次の行為を禁止します。
- (1)授業の撮影（黒板・スクリーン等の撮影を含む）
 - (2)授業の録音・録画
 - (3)授業において配付した資料の複写
 - (4)視聴のためにサーバ等に保存した授業動画のダウンロード
 - (5)上記(1)～(4)により取得したものの第三者への譲渡・公開等

成績評価の方法について

本学の成績評価は、期末試験、期末試験以外の評価により、多面的に行います。

1. 期 末 試 験

各学期末の定められた期間に行われる試験を期末試験といえます。期末試験は教室で行われるものとレポートを含みます。

2. 期末試験以外の評価

期末試験以外の評価の方法には、レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等が含まれます。期末試験以外の評価は授業内で実施されるものだけでなく、授業時間外に取り組む課題も含まれます。

3. 追 試 験

病気またはやむを得ない理由のために、期末試験または学部教授会が認める期末試験以外の評価を受けることができなかった場合に限り行われる試験を追試験といえます。受験希望者は以下の点に注意してください。

- 当該科目の試験日の翌日から起算して3日以内（窓口業務休止日を除く）に、追試験願を所属学部・研究科窓口へ提出しなければならない。ただし、課外活動のために受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。
- 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。
- 追試験ごとに1,000円の追試験料を必要とする。ただし、裁判員制度および検察審査会制度を事由とする追試験については、追試験料を免除する。なお、追試験を未受験であった場合でも追試験料は返還しない。
- 追試験は通常の試験と同等に評価される。減点はされない。
- レポートは追試験の対象にはならないが、提出締切日・時間に突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わなくなった場合は、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り、指示を受けること。
- 追試験も何らかの事情により受験できなかった場合には、これに対する追試験は実施しない。

対象事由例	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書（試験当日安静が必要である旨の記載が必要） 学校感染症の場合は、大学所定の『「学校において予防すべき感染症」罹患証明書』でも可
親族（2親等内）の死亡 （適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を1日目とした7日以内。 ・死亡前日を1日目として遡った3日以内。）	死亡診断書、会葬案内等
教育実習	免許資格課程センター事務室の証明書
介護等体験	免許資格課程センター事務室の証明書
館園実習	免許資格課程センター事務室の証明書
社会福祉援助、精神保健福祉援助に関する実習	社会学部・社会学研究科事務室の証明書
公認心理師に係る心理実習	心理学部・心理学研究科事務室の証明書
就職試験 （採用に関わらないインターンシップや説明会等は除く。）	企業等が発行する就職(採用)試験受験証明書(注) (大学所定用紙あり)
大学院入学試験	当該大学院が発行する受験証明書
正課科目のインターンシップ	キャリアセンター、または大学コンソーシアム京都が発行する証明書
大学コンソーシアム京都単位互換科目、同志社女子大学単位互換科目の定期試験	当該科目設置大学が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
路線の遅延、不通 (通学証明書に 記載された通学区間における路線の15分以上の延着の場合に限る。)	交通機関が発行する延着証明書
裁判員制度 ・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
検察審査会制度 ・検察審査員、補充員として職務に従事	検察審査会事務局が発行する証明書

(注) 対象事由が発生した場合は、企業等に証明書の作成を依頼してください。依頼にあたり不明点等ある場合は、キャリアセンターに問い合わせてください。

4. 期末試験に関する注意事項

受験上の注意

- (1) 受験のためには次の条件を備えていることが必要です。
- a. 有効な登録がなされた科目であること。
 - b. 学費納入が済んでいること。
 - c. 科目担当者の指定する条件を備えていること。なお、授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消することがある。
- (2) 試験場においては次のことを守らなければなりません。
- a. 指定された試験場で受験すること。
 - b. 必ず学生証を持参し、机上に提示すること。万一、持参しなかった場合は、その試験の始まる前に学内証明書発行機(発行手数料200円)で仮学生証を発行すること。
 - c. 持込みを許された物以外はすべて鞆・袋などに入れること。なお、携帯電話(スマートフォンを含む)、パソコン(モバイルPC等を含む)、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等(以下「携帯機器類」という。)については、電源を切って鞆や袋などにしまうこと(携帯機器類は時計代わりの使用も認めない)。
 - d. 試験開始より15分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。
 - e. 受験者は学生証と答案用紙の氏名との照合確認を受けること。
 - f. 答案用紙の学生ID、氏名は必ずペン書とする。
 - g. 試験を放棄する場合も答案用紙に学生ID、氏名を記入して提出すること。答案用紙を持ち帰ってはならない。
 - h. その他すべて試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 次の場合には、その答案は無効とみなされることがあります。
- a. 無記名の場合。
 - b. 指定された試験場で受験しなかった場合。
 - c. 氏名を訂正した場合。
- (4) 次の行為は、不正行為として取り扱います。
- a. 本人以外の者が、本人になりすまして試験を受けること。
 - b. 試験を受験するにあたって、机上や衣服、身体等に書き込みをすること。
 - c. 試験を受験するにあたって、持ち込みや使用を認められたものに書き込みをする等、本来の使用目的と異なる使い方をすること。
 - d. 試験時間中に、カンニングペーパー類や持ち込みを許可されていない参考書・ノート類を持ち込んだり、他の受験生の答案を見ること、他の人から答えを教わること。
 - e. 試験時間中に、答えを教える等の他の受験生を利するような行為をすること。
 - f. 答案用紙配付から回収までの私語や答案の見せ合い、交換をすること。
 - g. その他、試験監督者の指示に従わないこと。
- (5) 次の行為は、不正行為として取り扱う場合があります。
- a. 試験時間中に、使用を認められていない用具を使用して解答すること。

講 時	試 験 時 間
1	9:20～10:30
2	11:00～12:10
3	13:25～14:35
4	15:05～16:15
5	16:45～17:55
6	18:25～19:35
7	20:05～21:15

窓口受付時間(開講期間)

		月～金曜日	土曜日
今 出 川 ※	今出川キャンパス教務センター 文学部、法学部、経済学部、今出川校地教務課、 免許資格課程センター事務室、 全学共通教養教育センター事務室	9:00～11:30 12:30～17:00 総合窓口 8:40～17:00	総合窓口のみ 8:40～11:30 12:30～17:00
	新町総合窓口 社会学部事務室、政策学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00 総合窓口 8:40～17:00	閉 室
	神学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00	
	商学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00	
	グローバル地域文化学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00	
京 田 辺 ※	国際教育インスティテュート事務室 国際教養教育院事務室	9:00～11:30 12:30～17:00	閉 室
	京田辺キャンパス教務センター 生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部、 グローバル・コミュニケーション学部、 免許資格課程センター事務室、京田辺校地教務課	9:00～11:30 12:30～17:00 総合窓口 9:00～17:00	閉 室
	文化情報学部事務室 理工学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00	閉 室

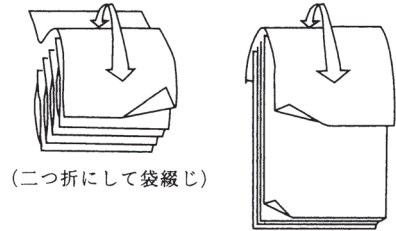
登録期間、休暇期間は受付時間が変わります。窓口受付時間が変更になる場合は、大学HP、掲示等によってお知らせします。
※ 教務センターの総合窓口では、一般的な質問の受付等を行います。

- b. 試験監督者の試験開始の指示の前に解答を始めること。
 - c. 試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
 - d. 試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
 - e. 試験時間中に、携帯電話(スマートフォンを含む)、パソコン(モバイルPC等を含む)、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機能を有する機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等(以下「携帯機器類」という。)を身に付けていたり、指示された以外の場所・状態で保管していること。
 - f. 試験時間中に、携帯機器類・時計等の音(着信、アラーム、振動音等)を鳴らすこと。
 - g. その他、試験の公平性を損なう行為をすること。
- (6) 上記の(4)または(5)に該当する行為があつて、当該学部教授会がそれを不正行為と認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格(2004年度生以降)または0点(2003年度生以前)とし、これを公表します(ただし、当該教授会が定める科目については除く)。

期末試験として実施するレポートの注意

- (1) レポート提出時は、次のことに注意してください。
- a. レポートには所定の表紙(同志社生協で販売又は、https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.htmlでダウンロード可)を付けること。
 - b. 表紙およびレポート受領書は、ペン書きのこと。
 - c. 学生証を持参のうえ、必ず本人が提出すること。郵送は認めない。
 - d. 提出締切日・時間に遅れたレポートは、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り指示を受けること。
 - e. 一度提出したレポートは、提出締切日前であっても加筆・修正はできない。
 - f. レポート受領書は、評価が出るまで大切に保管すること。

〈見本〉 原稿用紙 レポート用紙



(2) レポートに関する不正行為について

- 次の行為は、教授会が不正行為と認定した場合には学部一般内規に従って処分の対象とします。
- a. レポートの作成にあたって、事実やデータをねつ造、改ざんすること。また、他人の著作物やWEB上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載もなく、自身で作成したように記述すること。
 - b. 他人が作成したレポートを入手し自身が作成したものとして提出すること。

- c. 他人に依頼されてレポートを作成すること。
 - d. 転記（電子データの複写・複製を含む）目的で、他人が作成したレポートの提供を受けることおよび自身が作成したレポートを他人に提供すること。
 - e. その他、レポートの公平性を損なう行為をすること。
- (3) 科目の到達目標との関係から、レポートの作成にあたって生成 AI の利用が禁じられたり、制限されることがあります。レポートの作成における生成 AI の利用については、科目担当者の指示に従ってください。科目担当者の指示に従わなかった場合には、教授会が不正行為と認定し学部一般内規に従って処分の対象とすることがあります。

5. 期末試験以外の評価について

期末試験以外の評価においても、評価の方法により、上記「4. 期末試験に関する注意事項」が適用されることがあります。同様に、上記「3. 追試験」の対象となることもあるので、詳細は所属の学部・研究科事務室窓口に照会してください。

学 業 成 績

成績評価

(1) 2004年度生以降

- a. 学業成績は以下の基準にしたがい A、B、C、D、F の 5 段階で評価され、D 以上が合格、F が不合格です。就職用成績証明書等、本学以外で使用するために発行する学業成績証明書には、D 以上の評価を得た科目とその成績に加えて、履修した全ての科目の G P A（Grade Point Average）が記載されます。

判定基準

評価	評点	判 定 内 容
A	4.0	特に優れた成績を示した
B	3.0	優れた成績を示した
C	2.0	妥当と認められる成績を示した
D	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

- b. G P A は、A ～ F の段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出されます。G P A の算出方法は次のとおりです。

$$G P A = \frac{(A \times 4.0 + B \times 3.0 + C \times 2.0 + D \times 1.0 + F \times 0.0)}{(A) + (B) + (C) + (D) + (F)}$$

（A ～ F は A ～ F の評価が付いた科目の単位数の合計）

(2) 2003年度生以前

- a. 学業成績の評価は、100点満点で60点以上が合格、それに満たないものは不合格です。ただし、就職用成績証明書等、本学以外で使用するために発行する学業成績証明書には優、良、可（英文の場合は A、B、C）による評価が使用されます。優（A）は100～80点、良（B）は79～70点、可（C）は69～60点です。
- b. 平均点は、合格点に達している科目の得点を、その単位数で加重平均することによって算出されます。加重平均の算出方法は次のとおりです。

$$\text{平均点} = \frac{(\text{各科目の得点} \times \text{単位数}) \text{の合計}}{\text{総単位数}}$$

成績発表

履修科目の成績は、春学期末（9月中旬）と秋学期末（3月中旬）に各自に通知します。それ以前の成績の照会には応じません。

採点質問

成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知日から1週間以内に、所属の学部・研究科窓口に採点質問票を提出してください。

不合格科目

(1) 2004年度生以降

F 評価であった科目を再び履修して D 以上の評価を得た場合は、直近の F 評価についてのみ GPA に算入されません。

ただし、一部の科目については取扱いが異なる場合がありますので、各学部の配布物等を参照してください。

(2) 2003年度生以前

不合格となった科目を再び履修して合格点を得た場合は、以前の不合格点は合格点に変更されます。

卒業の可否発表

卒業の可否の発表は2月下旬から3月上旬の卒業判定教授会終了後、各学生（父母住所宛）に通知します。それまでは、成績および卒業可否についての問い合わせには一切応じません。

クレーム・コミッティ制度

科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できない授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、所属の学部・研究科窓口に相談してください。学部・研究科で相談の内容を確認後、必要に応じて各学部等のクレーム・コミッティが事実関係を調査し、クレームに関わる一連の対応について回答します。

なお、いかなる場合であっても、相談者の学生 I D や氏名が科目担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

欠 席 届

授業に欠席し、その理由を科目担当者に伝える場合は、欠席届を利用します。欠席届の用紙は学部・研究科事務室または各キャンパス教務センターで配布していますので、必要事項を記入の上、科目担当者に直接提出してください。なお、欠席届は任意で提出するものですので、届出必要科目は各自で判断してください。

○提出の際の留意点

- ・欠席届は、欠席の事由を科目担当者へ伝える届です。本学には「公欠」の制度はありませんので、「追試験の対象となる事由」に該当する事由か否かにかかわらず、欠席届の取扱い（欠席扱いにしない・する等）は、担当者の判断に委ねられます。
- ・欠席の事由を客観的に証明する書類がある場合は、欠席届に添付して提出してください（コピーでも可）。

例）病気の場合は「診断書」

※ ただし、欠席の事由が以下に該当する場合は、まずそれぞれの窓口に申し出て相談してください。

事由	相談窓口
学校感染症罹患による出席停止	所属の学部窓口
免許資格課程が必修としている 正課科目の実習（教育実習、博 物館実習、図書館演習）や介護 等体験に参加	免許資格課程センター事務室 （各キャンパス教務センター内）
資格取得に必修となっている 正課科目の実習に参加、など	当該科目の設置学部・研究科 事務室、所属の学部窓口
裁判員制度によるもの	所属の学部窓口
検察審査会制度によるもの	所属の学部窓口